

映画の上映に関する契約書ひな型例

●●●●（以下「配給者」という。）と●●●●（以下「上映者」という。）は、配給者が配給する映画の上映について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（配給映画）

1 配給者が上映者に対し配給する映画の著作物（以下「本映画」という。）及び配給の条件は、以下のとおりとする。

作品名			
上映劇場	劇場名： 住 所：		
上映期間	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで		
上映形態	【 本興業 ・ レイトショー ・ オールナイト ・ 特別興業 】		
上映形態ごとの上映期間又は日付			
本興業	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで		
レイトショー	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで		
オールナイト	●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日まで		
特別興業	●●●●年●●月●●日		
1日あたりの上映回数			
本興業：●回	レイトショー：●回	オールナイト：●回	特別興業：●回
興行収入分配	【 定額・歩合（最低保証なし）・歩合（最低保証あり）・トップオフあり 】		
分配方法	定額	●●●●円（消費税別途）	
	歩合（最低保証なし）	興行収入の●●%（消費税別途）	
	歩合（最低保証あり）	興行収入の●●%又は●●●●円（消費税別途）のいずれか高い方	
	トップオフ	興行収入の●●%又は●●●●円	
物品販売	【 あり ・ なし 】		
物販の種類	【 ・パンフレット ・●●●●・別表「販売物販一覧」のとおり 】		
物販収入の分配方法	【 売上の●●%・売上から手数料●●（消費税別途）を引いた額 】		
上映者による広報・宣伝活動	【 ・予告編の上映（●●●●年●●月●●日から●●月●●日まで） ・チラシの備置等 】		

2 上映者は、別途当事者間の書面による合意がない限り、前項の条件に従い本映画を上映し、配給者と興行収入を分配しなければならない。

第2条（上映の許諾）

- 1 配給者は、上映者に対し、本映画の複製物（フィルムプリント、DCP、Blu-ray disc 等、媒体の種類を問わない。）を頒布し、かつ、上映者が前条1項記載の上映劇場において上映することを非独占的に許諾する。
- 2 上映者は、前項で頒布された本映画の複製物を複製してはならず、前条1項記載の条件以外の目的で使用（内容の編集、改変、第三者への譲渡、貸与を含むが、これらに限られない）してはならない。

第3条（頒布）

配給者は、上映者に対し、前条1項の上映期間の始期の前日から起算して5営業日前までに、本映画の複製物を引き渡して頒布するものとする。

第4条（検収）

- 1 上映者は、前条の頒布を受けた後、2営業日以内に本映画の複製物に瑕疵がないかの検収を行うものとする。
- 2 上映者が本映画の複製物を受領してから2営業日を過ぎても配給者に対して本映画の複製物の瑕疵についての通知が行われない場合、当該複製物は検収に合格したものとみなす。
- 3 上映者による本条1項の検収の結果、頒布された本映画の複製物に瑕疵が発見された場合、配給者は、上映者に対し、直ちに瑕疵のない本映画の複製物を引き渡すものとする。
- 4 前項により引き渡された本映画の複製物の検収についても、本条に従うものとする。

第5条（管理及び返却）

- 1 上映者は、配給者から受領した本映画の複製物を、善良な管理者の注意を持って保管するものとする。
- 2 上映者は、配給者に対し、第1条1項記載の「上映期間」終了後、5営業日以内に本映画の複製物を返還する。

第6条（物品販売）

上映者は、第1条1項「物品販売」の記載に従い、同項「上映劇場」において本映画の物品の販売を行うものとする。

第7条（分配）

- 1 上映者は、配給者に対し、本映画の観覧チケットの売上及び物品販売（物販）の売上を、第1条1項の「興行収入分配」、「分配方法」及び「物販収入分配方法」記載に従い、分配する（以下、分配する金銭を「分配金」という。）

【2 上映者は、配給者に対し、●●●●年●●月●●日までに、前項の分配金を計算し通知したうえ、配給者の指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は上映者の負担とする。

2 上映者は、配給者に対し、毎月末日までに当月分の分配金の計算を行い通知したうえ、翌月末日までに、配給者の指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は上映者の負担とする。】

【※分配金の支払い方法に応じて、上記2つから選択し、残った一方を削除する。】

3 第1条1項の「興行収入分配」について、「トップオフ（本映画の興業に関する費用として、本映画の観覧チケットの売上から優先的に充当されるもの）」が選択されているもの及び「物販収入の分配方法」に「手数料」が選択されているものについては、前2項で配給者が受領する分配金は、観覧チケットの売上又は物品の売上から「トップオフ」記載の金額又は「手数料」記載の金額を控除し、計算するものとする。

第8条（広報・宣伝活動）

1 上映者は、第1条1項「上映者による広報・宣伝活動」記載に従い、本映画の広報・宣伝活動を行うものとする。

2 配給者は、上映者に対し、前項の広報・宣伝に必要な物品を無償で貸与し、本映画の広報・宣伝に必要な範囲で使用することを許諾する。

3 上映者は、配給者から借り受けた前項の物品を、善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

4 上映者は、配給者に対し、第1条1項記載の「上映期間」終了後5営業日以内に、配給者の指示に従い、本条2項の物品を返還又は廃棄する。

第9条（舞台挨拶等）

1 配給者及び上映者は、本映画の上映に際し、上映者の上映施設において舞台挨拶・トークショーその他の広報・宣伝活動のためのイベント（以下「舞台挨拶等」という。）を【開催する・開催はしない】ことを相互に確認する。

2 前項で舞台挨拶等を開催する場合、登壇者の選定や交渉その他開催に必要な作業については【配給者・上映者】が行うものとする。

第10条（経費負担）

1 前条の作業に必要な費用が生じる場合、当該費用は【配給者・上映者】が負担する。ただし、第1条の興行収入の分配方法をトップオフとしていた場合を除く。

2 前項以外に本契約上の債務の履行に必要な経費が生じた場合は、別途当事者間で協議を行い、当該経費についていずれが負担するかを決定するものとする。

第11条（監査）

- 1 配給者は、本映画の上映の実施状況及び本映画の複製物又は宣伝用素材の管理状況の監査のため、事前に上映者から日時指定を受けたうえ、第1条1項記載の「上映劇場」及び上映者の事務所に立ち入ることができる。
- 2 第1条1項記載の「興行収入分配」において「歩合」を選択した場合、配給者は、上映者に対し、第6条1項の分配金の計算に必要な上映者の会計帳簿及び計算書類の閲覧を請求することができる。

第12条（知的財産権）

配給者及び上映者は、本映画及び本映画の広報・宣伝用の素材に存する著作権・商標権・特許権その他の知的財産権が、全て配給者又は配給者が指定する者に帰属すること及び第2条1項に記載するもののほか、上映者に対して何ら譲渡・許諾されるものではないことを相互に確認する。

第13条（譲渡禁止）

配給者及び上映者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第14条（不可抗力による上映の中止・延期）

感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本映画の上映が中止・延期となったときは、上映者は本契約に基づく分配金の支払いを拒むことができる。ただし、既に上映を行った期間があるときは、その期間に応じて、配給者は分配金の支払いを請求することができる。

第15条（秘密保持）

- 1 配給者及び上映者は、本契約により知り得た相手方の業務上の秘密（個人情報を含む。）を、秘密として取扱い、本契約の遂行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩（ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において）してはならない。万一配給者又は上映者がこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - （1）開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
 - （2）開示を受けたときに既に公知であった情報
 - （3）開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - （4）開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出

した情報

(5) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

3 本条の規定は、本契約の終了後も存続する。

第16条（契約の解除・損害賠償）

1 配給者及び上映者は、相手方が本契約上の義務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから7日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。

2 前項による解除の有無にかかわらず、配給者及び上映者は、相手方による本契約上の義務の不履行、不遵守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。

第17条（反社会的勢力等の排除）

1 配給者及び上映者は、現在及び将来にわたり、自己(その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター等を含む)が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的要求、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。

2 配給者及び上映者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

3 配給者及び上映者は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じて、これを賠償する一切の責任を負わない。

第18条（紛争の解決）

1 配給者及び上映者は、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

2 前項によっても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、配給者が提起する場合には上映者の住所地を管轄する裁判所を、上映者が提起する場合には配給者の住所地を管轄する裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通保有する。

●年●月●日

配給者 (住所)
(氏名)

上映者（住所）
（氏名）

別表

販売物品一覧

① 映画パンフレット

② ●●●●

③ ●●●●